

## 令和5年度関東地区水産物販売促進事業委託業務実施要領

### 1 事業の目的

本県は関東地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の1都6県をいう。以下同じ。）とのつながりが薄く、高知県産の水産物（以下、「県産水産物」という。）は他県産に埋もれてしまい、存在感が無くなっている。そこで、日本一の消費地である関東地区において、水産物流通の中核を担い、幅広い販売ネットワークを有する東京都中央卸売市場（以下、「豊洲市場」という。）の卸売業者又はその関係会社（以下、「卸売業関係者」という。）との連携による県産水産物の商流、物流も含めた効率的な販路の開拓、拡大及び高知県産を前面に押し出し、認知度の向上に向け、関東地区での流通ネットワークの基盤作りを行う。

### 2 事業内容

関東地区における県産水産物の販売拡大を図るため、関東地区の量販店や飲食店、中食等の業者に対し、次の（1）から（3）の業務の中から、より成果につながると思われる業務を適宜選択し、取り組むこととする（（1）及び（2）は必須）。

それぞれの業務については、訪問、電話などによる営業活動、高知フェア等催事の企画提案、店舗での販促、産地との調整及びバイヤー等の産地アテンドなどについて取り組むこととする。

なお、それぞれの業務では、県産水産物の認知度向上のため、商品が高知県産であることが分かるよう明記し、販売すること。また、高知県産農産物等との連携した販売に取り組むこと。

- （1）量販店への販売促進活動
- （2）飲食店への販売促進活動
- （3）中食、加工事業者、ECサイトと連携した販売促進活動

### 3 事業の販売対象品目

本事業の販売対象品目は、高知県内で水揚げされた天然魚介類、県内で生産された養殖魚、及びそれらを加工したものとする。

### 4 委託先

委託先は、豊洲市場の卸売業関係者で、関東地区での物流、保管、販売を執り行う事ができ、豊洲市場の全卸売業者の販売対象品目を取り扱うことのできる1社とし、応募により提出された事業計画書等の内容を審査のうえ決定する。

## 5 契約方法

随意契約

## 6 委託料

本事業を受託しようとする卸売業関係者より提出された事業計画書及び見積書を審査し、決定する。(上限額：15,793 千円)

ただし、7で提案する目標販売額を達成できなかった場合に支払う委託料は、販売額に応じて、次の算定式により算出された委託料に減額するものとする。

・委託料算定式：(販売額／目標販売額) × 当初委託料

※算出に用いる金額は全て税込みであり、算出金額の1円未満は切り捨てとする。

## 7 目標販売額

本事業の目標販売額は、受託者の本事業による販売対象品目の販売額とし、委託料の14倍以上の額を提案することとする。

## 8 委託期間

契約締結日から令和6年3月20日までとする。ただし、事業実施期間は、契約締結日から令和6年2月末日までとし、3月20日までに委託業務完了報告書を提出することとする。

## 9 委託契約の手続き

### (1) 事業計画書の提出

本事業を受託しようとする卸売業関係者は、県が別に定める令和5年度関東地区水産物販売促進事業委託業務応募要領に基づき事業計画書等の応募書類(別記様式1)を作成し、県に提出するものとする。

### (2) 提出期限

応募書類の提出期限は令和5年3月22日までとする。

### (3) 委託契約の締結

県は、卸売業関係者から提出された事業計画書等の内容を審査し、卸売業関係者と協議を行ったうえで委託契約を締結することとする。

## 10 事業完了報告

受託者は、事業の実績及び成果について、令和6年3月20日までに、県が別に定める様式(仕様書 別紙様式「委託業務完了報告書」)に以下の内容を記入し、県に報告するものとする。

### (1) 販売事業者(仲卸、量販店等販売先)及びその店舗数

- (2) 実施時期・期間
- (3) 実施内容（例：特売・フェア等催事、産地招へい、その他の販売促進活動等）
- (4) 事業実施による販売額、販売数量（※受託事業者の販売額、販売数量）
- (5) 実施体制（スキームなど）
- (6) 事業実施の内容が分かる現場写真

また、別途毎月10日までに前月の売上集計表及び事業実施内容が分かる写真（仕様書別紙2及び別紙3）を記載し、県に報告するものとする。

#### 11 委託料の支払い

委託業務完了報告書（仕様書 別紙1）を県が検査終了後、受託者からの請求により、県が支払う。

#### 12 その他

委託業務の実施にあたり、やむを得ない理由により計画の変更や中止が必要と考えられる場合は、その都度県と受託者が協議し、対応を決定するものとする。

なお、本事業の執行にあたり、令和5年2月議会高知県一般会計予算の議決を得ることを条件とし、提案どおりに議決されなかった場合には、本業務について停止等を行うことがある。